

特定事業契約の締結について

藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業について、次のとおり契約を締結する。

2018年（平成30年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

藤沢市辻堂元町四丁目17番22号

ふじがおか^{いきいき}活々交流株式会社

代表取締役 小澤 幸喜

2 事業の概要

- (1) 「藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業」の対象となる公共施設（以下「本施設」という。）の統括管理業務
- (2) 本施設の設計業務
- (3) 本施設の建設業務
- (4) 本施設の工事監理業務
- (5) 本施設の維持管理業務
- (6) 本施設施工完了後の藤沢市への所有権移転業務
- (7) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

3 契約金額

4,136,695,998円

4 事業の場所

藤沢市藤が岡二丁目3番1ほか

5 事業の期間

議決の日から2041年（平成53年）3月31日まで

- (1) 本施設の統括管理業務
議決の日から2041年（平成53年）3月31日まで
- (2) 本施設の設計業務
議決の日から2021年（平成33年）3月31日まで
- (3) 本施設の建設業務
議決の日から2021年（平成33年）3月31日まで
- (4) 本施設の工事監理業務
議決の日から2021年（平成33年）3月31日まで
- (5) 本施設の維持管理業務
2021年（平成33年）4月1日から2041年（平成53年）3月31日まで
- (6) 本施設施工完了後の藤沢市への所有権移転業務
議決の日から2021年（平成33年）3月31日まで
- (7) 前各号に附帯又は関連する一切の業務
議決の日から2041年（平成53年）3月31日まで

提案理由

藤沢市藤が岡二丁目地区再整備事業について、特定事業契約を締結したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提出する。

参 考

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 抜粋
(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。